

第72号議案 加東市個人情報の保護に関する法律施行条例に対する修正案

第72号議案 加東市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を次のとおり修正する。

第5条を次のように改める。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、開示決定により保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項ただし書に規定する費用は、実施機関が定めるところにより、これを免除することができる。

加東市個人情報の保護に関する法律施行条例に対する修正案 新旧対照表

修正前	修正後
<p>(開示請求に係る手数料等)</p> <p>第5条 <u>法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書1件につき300円とする。ただし、経済的困難その他特別の理由があると実施機関が認めるときは、実施機関が定めるところにより、これを免除することができる。</u></p> <p><u>2 開示決定により保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項に規定する費用は、第1項ただし書の規定により手数料を免除する場合で実施機関が定めるときは、これを免除することができる。</u></p>	<p>(開示請求に係る手数料等)</p> <p>第5条 <u>開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、開示決定により保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書に規定する費用は、実施機関が定めるところにより、これを免除することができる。</u></p>